

新居浜市・別子山村 合併協議会だより

来年4月に新生「新居浜市」が誕生！



合併協定調印式

新居浜市・別子山村合併協定調印式で、愛媛県前田副知事を中心に固い握手をする新居浜市長と別子山村長

新居浜市・別子山村合併協議会

第7回協議会

平成14年10月21日、新居浜市役所6階議員全員協議会室において開催されました。

協議案件

今回、協議項目として1件及び継続協議項目として1件の協議案を提案しました。

協議第44号（継続協議）

新市建設計画について

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによるものとする。

新市建設計画については、前回の協議会（第6回協議会平成14年8月30日）で愛媛県に対する事前協議（案）が確認され、9月5日愛媛県に対し事前協議を提出し、その概要については、前回の協議会だよりでお知らせしたとおりです。今回は、10月18日（金）に愛媛県から事前協議に対して異議なき旨の回答があったため、正式協議を行うことについて提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第45号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）は、別添「合併協定書（案）」のとおりとする。

この合併協定書（案）は、現在まで合併協議会で協議を行い、確認をした44の項目をまとめたものです。これを製本し、合併協定調印式において、新居浜市長と別子山村長が署名調印を行い、愛媛県と合併協議会委員が立会人として署名を行います。

提案のとおり確認されました。

その他の議題

合併調印式等の開催日時について

合併協定調印式を平成14年11月2日（土）午前10時から開催することを確認しました。

新居浜市・別子山村 合併協定書に調印

平成14年11月2日（土）午前10時からリーガロイヤルホテル新居浜において、新居浜市・別子山村合併協定調印式が行われました。

調印式には、愛媛県副知事をはじめ、愛媛県議会議員、地元国会議員、県議会議員、両市村の議会の議員、合併協議会委員が多数出席しました。

調印式では、合併の経過報告及び合併協定書の説明の後、佐々木龍新居浜市長と和田秋廣別子山村長が合併協定書に署名



立ち会いの署名をされる
愛媛県前田副知事

押印し、その後、愛媛県前田瑞枝副知事と出席した合併協議会委員全員が立会人として署名を行いました。そして、最後に立会人を代表して愛媛県副知事から両市村長に合併協定書が手渡され、3人で固い握手が交わされました。



合併協定書に署名する
（左から）
佐々木市長と和田村長



合併協定書に署名する協議会委員の皆さん

新居浜市と別子山村の合併に、励ましとお祝いのことばをいただきました。



協定書を手に新たなまちづくりを誓う佐々木市長と和田村長



小野晋也衆議院議員



柳澤正三愛媛県議会議長



前田瑞枝愛媛県副知事

11月8日(金)、合併協定の調印を受けて、両市村において合併関連議案を審議するために臨時議会が開かれました。

審議の結果、合併関連議案は両市村とも全会一致で可決されました。

審議、可決された合併関連議案

- 新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合について
- 新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- 新居浜市及び宇摩郡別子山村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について
- 字の区域を新たに画することについて(新居浜市のみ)

新居浜市及び別子山村の
両議会で合併関連議案を
可決



新居浜市と別子山村の臨時議会において、合併関連議案がすべて可決され、両市村における協議書の締結が完了したことから、平成14年11月12日(火)愛媛県庁において、新居浜市長と別子山村長が愛媛県知事に廃置分合の申請書を提出しました。

愛媛県への
廃置分合申請

合併協定書

- 1 合併の方式
宇摩郡別子山村を廃止し、その区域を新居浜市に編入するものとする。
- 2 合併の期日
合併の期日は、平成15年4月1日とする。
- 3 財産及び公の施設の取扱い
別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。
- 4 地域審議会の設置の取扱い
(1) 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。
(2) 地域審議会の設置、組織及び運営に必要事項については、別紙のとおり定めるものとする。
- 5 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い
(1) 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
(2) 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
- 6 農業委員会の委員の任期等に関する取扱い
(1) 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
(2) 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
- 7 地方税の取扱い
地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
(1) 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 9 特別職の職員の身分の取扱い
(2) 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。
別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。
- 10 条例、規則等の取扱い
新居浜市の条例、規則等を用する。ただし、
(1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
(2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。
- 11 組織及び機構の取扱い
(1) 現在の別子山村役場は、当面、支所として存続させるものとする。

- (2) 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- (3) 別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新居浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。
- 12 一部事務組合等の取扱い
別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 13 使用料、手数料等の取扱い
(1) 使用料については、原則として当面、現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- (2) 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 14 公共的団体(補助団体を含む。)等の取扱い
各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。
- (1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。
- 15 事業費補助金等の取扱い
従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- (1) 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。
- (2) 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面、現行どおりとする。
- (3) 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
- 16 町・字の区域及び名称の取扱い
(1) 町・字の区域については、従前のとおりとする。
- (2) 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。
- 17 国民健康保険事業の取扱い
別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5力年度は不均一の賦課とする。
- 18 消防業務の取扱い
(1) 別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までに宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
- (2) 消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。
- 19 消防団の取扱い
(1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
- 20 慣行の取扱い
(1) 市章
新居浜市の市章を用いるものとする。
- (2) 名誉市民制度等
名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 市民憲章等
新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- (4) 市の歌

新居浜市の歌を用いるものとする。

(5) 市花・市樹
新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

21 電気供給事業の取扱い

別子山村森林組合が行っている電気供給事業については、住民生活基盤の確保のため、電気の安定供給体制の確立に努めるものとする。

22 各種事務事業の取扱い

22・1 地籍調査事業の取扱い
別子山村の地籍調査事業については、新居浜市が引き続き実施するものとする。

22・2 振興対策褒賞事業の取扱い
別子山村の振興対策褒賞事業については、合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用するものとする。

22・3 防災事業の取扱い

防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面、現行どおりとし、設備の統一など

効率的な運用が図られるよう調整するものとする。

22・4 電算システム事業の取扱い
電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。

22・5 広報広聴事業の取扱い
広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・6 コミュニティ事業の取扱い
コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

22・7 収納代理金融機関の取扱い
収納代理金融機関については、別子山村の金融機関事情に配慮し、合併時に新居浜市が郵便局を収納代理郵便官署として指定するものとする。

22・8 公営住宅等事業の取扱い
(1) 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の

制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。

(2) 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

22・9 社会福祉事業の取扱い
別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

22・10 障害者福祉事業の取扱い
障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・11 高齢者福祉事業の取扱い
(1) 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。

(2) 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

(3) 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

(4) 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する

ものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

22・12 児童福祉事業の取扱い
別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。

22・13 介護保険事業の取扱い
介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・14 保健事業の取扱い
(1) 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。

(2) 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

22・15 窓口業務の取扱い
窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

22・16 環境衛生事業の取扱い
(1) ごみ処理及びごみ収集運搬

業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までに調整するものとする。

(2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

(3) 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。

(4) 別子山村の葬祭具使用事業については、当面、現行どおりとし、併せて新居浜市の公営葬儀事業を適用できるように合併時までに調整を図るものとする。

(5) 交通災害共済事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・17 産業振興事業の取扱い
別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図るものとする。ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの森」及び別子山村篠津地区の別子観光センター等の施設の管理運営については、見直しを図るものとする。

22・18 農林水産事業の取扱い
(1) 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

(2) 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

22・19 建設事業の取扱い
(1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。

(2) 村道については、現行のおり新居浜市に引き継ぐものとする。

(3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

22・20 学校教育事業の取扱い
(1) 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

(2) 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。

(3) 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間継続し、以降廃止するものとする。

(4) 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・21 社会教育事業の取扱い
(1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。

(2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

22・22 水道事業の取扱い
(1) 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によつては簡易水道事業等への取組を検討する。

(2) 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。

(3) 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。

23 新市建設計画
新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるところによるものとする。

調 印 書

新居浜市と別子山村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）²⁵第2条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）²⁵第3条第1項の規定に基づく新居浜市・別子山村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成14年11月2日

新居浜市長 佐々木 龍
別子山村長 和田 秋廣

新市建設計画の 作成について

- 8月30日(金)第6回協議会で
事前協議(案)を、確認。
9月5日(木)愛媛県に対し事
前協議依頼。
10月18日(金)愛媛県から事前
協議について異議なき旨の回
答。
10月21日(月)第7回協議会で
正式協議(案)を、確認。
愛媛県に対し正式協議依頼。
10月25日(金)愛媛県から正式
協議について異議なき旨の回
答。
10月28日(月)合併協議会で正
式に計画策定を行い、事務局
と両市村で告示した後、愛媛
県と総務省に計画書を送付。
- 今回作成した新市建設計画は、
10月配布の新居浜市・別子山村合
併協議会だよりでお知らせした内
容のとおりです。計画の概要につ
いては、改めて概要版を発行する
予定です。



協議書の締結

平成14年11月11日新居浜市長と
別子山村長は、両市村議会の議決
に基づき、新居浜市及び別子山村
の廃置分合に伴う「財産処分」、「経
過措置(議員の任期及び定数の特
例と農業委員の任期等の特例)」及
び「地域審議会の設置」に関する
協議書をそれぞれ締結し、同日告
示を行いました。

今後の予定について

愛媛県知事に対する両市村の廃
置分合申請後、合併に至るまでの
必要な手続き等、今後の予定は次
のとおりです。

愛媛県議会での議決

愛媛県知事による廃置分合の決定

愛媛県知事から総務大臣への届出

総務大臣の告示

平成15年3月新居浜市議会での予
算及び条例等の上程

別子山村閉村

新居浜市別子山支所開庁

今後、平成15年4月1日の合併
に向けて関係機関等と十分な連絡
調整を行いながら、諸手続を進め
ていきます。

合併協議会について (あとがき)

廃置分合申請も終わり、合併協
議会も4月の設置以来走り続けて
まいりましたが、ようやく一段落
いたしました。新居浜市と別子山
村で締結いたしました合併協定書
により、当面調整すべきものはす
べて、一定の形となりました。し
かし、「合併の期日までに調整に努
める。」などの調整方針とした項目
については、来年4月までの限ら
れた時間の中で、詳細な事務的な
作業をする必要があります。また、
各種制度・事務等の基本となる条
例・規則や執行すべき予算編成な
ど、実際の運用までにしなければ
ならない作業が数多く残されてい
ます。そこで、合併協議会は、来
年3月まで存続し、合併の期日を
迎えるまでこの合併を見届けつつ、
両地域の住民の皆様へ、その時点
での具体的な情報を提供してまい
ります。また、ホームページでも
合併協議会だよりでは、紙面の都合
でお伝えできなかった内容も含め
て、充実させて参りますので参考
にしてください。

会議結果については事務局で公開するとともに、今後はホームページでも公開してまいります。
また、会議は原則公開としておりまして、傍聴もすることができますので、よろしければおこしください。